

# 川崎競馬場臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例

(令和2年2月25日条例第2号)

## (目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、川崎競馬場臨時従事員（以下「従事員」という。）の給与の種類及び基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (従事員の定義)

第2条 この条例において「従事員」とは、川崎競馬の開催日、他の地方競馬主催者の場外発売日、その他神奈川県川崎競馬組合管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める日に雇用される地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員をいう。

## (勤務場所)

第3条 従事員の勤務場所は、川崎競馬場とする。

## (給与の種類)

第4条 従事員の給与の種類は、基本報酬並びに通勤手当、時間外勤務手当、期末手当及び特別手当とする。

## (基本報酬)

第5条 従事員の基本報酬は日額又は時間額とし、勤務する地域における同種若しくは類似の職種に従事する地方公務員又は民間労働者の賃金との均衡並びに競馬事業の経営状況を考慮して定める。

## (通勤手当)

第6条 通勤手当は、従事員の勤務した日につき、その交通手段に応じ支給する。

## (時間外勤務手当)

第7条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命じられた従事員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

## (期末手当)

第8条 期末手当は、従事員の区分、就業及び勤務成績に応じ、競馬場の良好な経営状況その他の事情を考慮し、予算の範囲内で管理者が定める。

(特別手当)

第9条 特別手当は、従事員の区分、就業及び勤務成績に応じ、競馬場の良好な経営状況その他の事情を考慮し、予算の範囲内で、その都度定めることができる。

(給与の減額)

第10条 従事員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない時間につき、基本報酬の額を減額して支給する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、管理者が別に定めた規程（その他これらに類するものを含む。）に基づき、この条例の施行の日の前日までの勤務について支給された従事員の給与その他給与の性格を有する一切の給付は、この条例の規定により支給した給与とみなす。